

公募型プロポーザル方式（企画型） 沼田横塚産業団地企業誘致プロモーション業務委託審査要領

1 目的

この要領は、公募型プロポーザル方式（企画型）による沼田横塚産業団地企業誘致プロモーション業務委託の優先交渉者を選出するための審査委員会の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

2 審査項目

審査の項目は「業務実施体制等」「提案書内容」「経済性」の項目とする。
審査基準については別紙「審査基準表」のとおりとする。

3 審査員の構成

審査委員会は、次に掲げるもの、またはその代理をもって構成するものとする。

- （委員長）経済部長
- （委員）経済部 農林課長
- （委員）経済部 観光交流課長

4 審査方法

審査は、プロポーザル参加者の提出書類の内容について、3審査項目で規定した各審査項目に基づき採点するものとする。（合計100点満点）

また、プレゼンテーションの機会を設けず、提出書類による審査とする。

5 選出基準

- （1）採点の結果、合計点が最も高い者を原則として優先交渉者を選出する。
- （2）プロポーザル参加者が1者の場合、合計点が60点を超過している場合は、優先交渉者を選出する。
- （3）最も得点が高い者が複数あった場合、経済性の評価高い者を第1位とし、更に同点の場合はくじ引きにより優先交渉者を選出する。

6 その他

この要領に定めるほか、審査について必要な事項は、産業振興課長が定めるものとする。

附則

- 1 この要領は 令和7年3月21日 から施行する。
- 2 この要領は、その目的を達成したときに、その効力を失う。